

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、同性カップルが行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを市長に対して宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有すること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者と同性カップルでないこと。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルは、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルは、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書は、人権男女共同参画課において受領するものとする。

4 同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、同性カップルが、本人であることを確認するため、当該同性カップルに対し次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 住民基本台帳カード(顔写真が貼付されたものに限る。)

(2) 個人番号カード

(3) 旅券

(4) 運転免許証

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 市長は、同性カップルそれぞれに配偶者がいないことを確認するため、独身証明書の提出を求めるものとする。

(受領証の交付)

第6条 市長は、提出のあつた宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該同性カップルに対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証再交付申請書(様式第3号)により申請することができる。

2 前項の申請があつたときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に受領証を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 一方又は双方が宝塚市から転出したとき。

(2) 一方又は双方が死亡したとき。

(3) 当事者の意思により同性カップルが解消されたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。